

10 ME と ECI 記録の基礎知識

10-1) 法的脳死判定脳波検査で使用する脳波計について

(1) 高感度記録 ($2\ \mu\text{V}/\text{mm}$) が可能で、紙記録 (インク書きあるいはプリンタによる記録が行える) とデジタルファイリングが同時に行える、14 チャンネル以上のデジタル脳波計が良いでしょう。

通常の脳波検査とは別に法的脳死判定の設定 (モニタージュ、感度、CAL, コメントなど) をあらかじめ作成しておくのが便利です。今回の改正で、ペーパーレス脳波計の使用も認められました。以下にペーパーレス脳波計使用時の注意点をまとめました。

(2) ペーパーレスタイプの脳波計の使用を使用した時の注意点

法的マニュアルより抜粋 (P.14 の 10) より)

① 別プリンターにより従来のペン書き記録と同等の精度で、記録時の設定条件や記録時刻がわかるように脳波を出力する。

② 少なくとも 600dpi 以上の分解能をもったプリンターが望ましい。

現在市販されている脳波計プリンターは 600dpi 以上ですが、過去の製品にわずかに 600dpi に満たない製品があります。できれば自施設のプリンターの性能の程度を取説などで確認しておくことも大切です。

③ プリントアウトした脳波記録は脳波測定 of 連続性がわかるようにする。

④ 脳波測定時とプリントアウトした波形のモニタージュや設定は同じにする。

⑤ ディスプレイ画面上で ECI の判定を行ったとしても、紙に出力して記録する。

プリンターを用いて記録した場合にも、 $2\ \mu\text{V}/\text{mm}$ となるように原寸大の脳波が出力できるように工夫するのが良いでしょう。